

## (FC31) 木材工学委員会規則

平成21年7月17日	制 定
平成23年11月18日	一部改正
平成24年6月29日	〃
平成26年1月24日	〃

### (目的)

**第1条** 木材工学委員会（以下「本委員会」という。）は、他の関連委員会および他学協会と連携しながら、土木分野における木材利用に関する調査、研究、振興、情報交換、提言、成果の公表ならびに他団体との連絡調整を行い、学術、技術の進展、ならびに、関連諸分野の総合化に寄与することを目的とする。

### (事業)

**第2条** 本委員会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 森林資源の活用法、木材の土木分野における利用拡大、新しい木製土木構造物の開発、地球環境問題への対応等の諸問題の調査・研究。
- (2) 国内および国外の学協会との連携
  - 1) 一般社団法人日本森林学会、一般社団法人日本木材学会、公益社団法人土木学会の3学会による「土木における木材の利用拡大に関する横断的研究会（以下、「横断研」という）」との連携を行う。
  - 2) その他の国内および国外の学協会との連携を行う。
- (3) その他の関連団体との連絡調整を行う。
- (4) 事例・設計・施工・維持管理に関するマニュアルや技術書等の作成。
- (5) シンポジウム、研究発表会、研究討論会、講演会、講習会、セミナー、見学会等の主催・共催・後援、および、表彰。
- (6) 上記の目的を実現するための施策の提言。
- (7) その他目的達成のために必要な事業。

### (存続期間)

**第3条** 本委員会の存続期間は、土木学会委員会規程第2条による。

### (構成)

**第4条** 本委員会の構成は次のとおりとする。

#### (1) 組織構成

- 1) 本委員会は、本委員会の幹事および事務局の役割を担う運営小委員会を設置する。
- 2) 本委員会は、事業を遂行するために必要があるときは、小委員会、部会等を設けることができ、特定の事項に付いて調査研究等を行うことができる。
- 3) 本委員会は、事業を遂行するため、編集小委員会を設置する。
- 4) 小委員会等の設置は、土木学会委員会規則第6条による。
- 5) 組織構成の序列は、本委員会 - 運営小委員会 - その他の小委員会 - 部会とする。

#### (2) 構成員

- 1) 本委員会の委員は、委員長（1名）、副委員長（若干名）、委員より構成される。
- 2) 構成員の職務は次のとおりとする。

委員長：本委員会を代表し、本委員会の事業・活動を統括する。

副委員長：委員長を補佐するとともに、委員長不在時には委員長の代理を務める。

委員：本委員会の事業・活動を実施する。

**(委員長・委員等の選出方法と任期)**

**第5条** 本委員会の委員長および委員の選出および任期は、次のとおりとする。

**(1) 委員長**

- 1) 本委員会の委員長は、本委員会において、委員の過半数の得票をもって本委員会の委員の中より選出する。
- 2) 本委員会の委員長の任期は1期2年とする。ただし、2期までの再任を妨げない。
- 3) 本委員会の委員長は、理事会の承認に基づき、会長が委嘱する。
- 4) 任期の途中において交代した本委員会の委員長の任期は、前任者の残余期間とする。

**(2) 本委員会の委員（副委員長、委員等）**

- 1) 本委員会の委員は、本委員会の活動に賛同し、木材工学の発展に寄与できる者より選出する。
- 2) 本委員会の委員は、副委員長、運営小委員会の委員、各小委員会の委員長が本委員会の委員長と協議の上推薦した者で、会長が委嘱する。
- 3) 本委員会の副委員長は、本委員会の委員の中から委員長が指名し、会長が委嘱する。
- 4) 本委員会の委員の任期は、1期2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 5) 本委員会の委員長は、期の途中であっても、必要に応じて適宜委員の辞任、新任、再任を認めることができる。
- 6) 任期の途中において交代した本委員会の委員の任期は、前任者の残余期間とする。

**(本委員会の運営)**

**第6条** 本委員会の運営は次のとおりとする。

**(1) 本委員会開催等**

- 1) 本委員会は委員長が原則として年2回招集・開催し、構成員の選出、委員会規則・運営要領等の改訂、その他本委員会の運営に不可欠な重要事項の審議・決定を行う。
- 2) 委員長は、上記以外でも、必要に応じて本委員会を開催することが出来る。また、文書をもって意見を徴し、開催に代えることができる。

**(2) 事業計画および予算計画等**

本委員会は、土木学会委員会規程第9条（事業計画および予算）の規定および理事会の決定に従い『事業計画および予算』を作成し、調査研究部門担当理事を経て提出する。

**(3) 事業報告**

本委員会は、土木学会委員会規程第10条（事業報告）の規定および理事会の決定に従い『事業報告』を作成し、調査研究部門担当理事を経て提出する。

**(4) 成果の報告**

本委員会は、土木学会委員会規程第8条（成果の報告）の規定に従って毎年度、事業成果を理事会に報告する。また、適宜、土木学会誌・土木学会ホームページ等を通じて社会に公表する。

**(小委員会)**

**第7条** 小委員会に関する事項は、土木学会委員会規定、本規則および本委員会が別に定める木材工学委員会運営要領によるものとする。

**(事務局)**

**第8条** 本委員会の担当事務局は、研究事業課とする。

**(規則の変更)**

**第9条** この規則の変更は、本委員会において委任状を含め委員の3分の2の賛成を得た後、理

事会において行う。

**附則**（平成21年7月17日 理事会議決） この内規は、平成21年7月17日から施行する。

**附則**（平成23年11月18日 理事会議決） 内規から規則に変更し、平成23年11月18日から施行する。

**附則**（平成24年6月29日 理事会議決） 木材工学特別委員会規則から木材工学委員会規則に変更し、平成24年6月29日から施行する

**附則**（平成26年1月24日 理事会議決） 規則を変更し、平成26年1月24日から施行する